

令和7年度第1回清掃審議会

会議録

令和7年5月20日（火）午後 2時開会

会場 白山会館 1階 芙蓉

令和7年度第1回清掃審議会会議録

日時 令和7年5月 20 日（火）

午後 2時から

会場 白山会館 1階 芙蓉

- 出席委員 関谷会長、飯泉委員、石本委員、遠藤委員、乙川委員、川口委員、斎藤委員、坂上委員、月岡委員、徳善委員、長谷川委員、村井委員、村木委員
- 欠席委員 伊藤委員、野澤委員
- 事務局 小泉環境部長、堀内循環社会推進課長、袖山廃棄物対策課長 ほか

1. 開会

- 司会(宮崎循環社会推進課課長補佐): それではただ今より令和7年度第1回清掃審議会を開会いたします。始めに環境部長の小泉から一言ご挨拶させていただきます。
- 小泉環境部長: 皆さんこんにちは。前任の木山に代わりまして今年4月から、新潟市環境部長を拝命いたしました小泉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

3月までは、同じ環境部の環境政策課で地球温暖化対策、自然保護、環境教育、そういったものを担当しておりました。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は大変お忙しい中、本審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、日頃より、本市の環境行政、また、廃棄物行政にご理解、ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。重ねて御礼申し上げます。

昨年度につきましては、一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについてご審議、それから答申をいただき、改定作業を行ってまいりました。

計画の後期期間のスタートとなる、今年度につきましては、製品プラスチックの分別収集、再商品化に向けた実証事業や多様な手法による情報の提供の拡充をはじめ、新たに計画に盛り込んだ事業に着手

しているところでございます。

引き続き、2030 年度の目標達成に向けて、委員の皆様のご意見をいただきながら取り組みを進めてまいりたいと考えております。

本日でございますが、令和7年度の第1回目の審議会でございます。今年度は3年を基本に見直しを行っている、ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料。いわゆる自己搬入ごみの処理手数料の見直しの年度にあたっております。

令和4年度の答申におきまして、将来的に料金体系の見直しが必要とされたことを受けまして、本日、諮問を行いますとともに、現在の足元の状況などについて、委員の皆様にご確認いただき、ご意見を頂戴したいと考えております。

本日は関連なご議論をお願いするとともに、本市の廃棄物行政のさらなる推進のため、お力添えを賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

- 司会：続きまして、今年度初回の開催でございますので事務局の担当職員を紹介いたします。堀内循環社会推進課長でございます。
- 堀内循環社会推進課長：よろしくお願いいたします。
- 司会：袖山廃棄物対策課長でございます。
- 袖山廃棄物対策課長：袖山直也と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 司会：なお本日、伊藤委員、野澤委員は都合により欠席でございます。

本日の会議は 15 名中 13 名の委員が出席でございますので、新潟市清掃審議会規則で規定しています、委員の定数の半数以上の出席を満たしており、会議が成立しております。

それではこれより議事に移ります。ご発言の際はお手元のマイクをご使用ください。

それではこの後は会長より議事を進行していただきます。会長、よろしくお願いいたします。

2. 議題

■ (1)ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の改定について(諮問)

- 関谷会長：よろしくお願いいたします。それでは議事に早速入りたいと思います。

委員の皆様におきましては、本日の大切な議論の進行に是非ご協力をいただきたいと思います。

今回は手数料に関する内容を決めなければいけないので、是非、皆さんの協力を仰ぎたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

改めまして、では、次第2の、議題(1)、ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の改定について、では、事務局から説明をお願いします。

- 堀内循環社会推進課長：循環社会推進課の堀内でございます。先ほどの部長からご挨拶ございましたとおり、令和6年度一般廃棄物処理基本計画の見直しにつきまして、皆様からご意見を頂戴いたしまして、改定することができました。

まずもって御礼を申し上げたいと思います。

令和7年度を迎えまして1か月と20日、経ったところでございます。本市は平成17年に合併し、本年度、ちょうど20年経過したところでございます。

わたくしごとで恐縮ですが、この節目の年に、課長職として、最後の1年になります。

令和7年度は、部長からのご挨拶のとおり、製品プラスチックの資源化、いわゆるプラスチックの一括回収。これの実証実験を秋に行う予定でございます。

また、皆様にも節目、節目でご説明させていただいているところの亀田清掃センターの建替え事業、5年間の建替え事業でございますが、こちらが本年度着工でございます。

また、長らく改定ができていなかった自己搬入ごみの手数料につきまして、本年度、皆様からご議論いただいて、これが変わる見込みの年になっております。

加えまして、能登半島地震の公費解体事業。こちらにつきまして、10月末に完了とさせると。非常に重要案件が立て続けになっている年でございますが、本年度もどうぞよろしくお願いいたしますと思っております。

長くなりましたが、それでは説明をさせていただきます。

それでは事前に配布させていただいております資料1-1、「ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の改定について」。こちらをご覧いただきたいと思います。

これにつきましては先ほど部長も申し上げましたとおり、当審議会で諮問させていただき、今年度にご審議の上、答申をいただきたいと思いますと考えております。

ここでまずは資料の説明に先立ちまして、諮問書をお渡ししたいと思います。

本日市長が他の公務のため、都合がつかみませんので、代理として環境部長の小泉から会長に諮問書をお渡しいたします。

- 小泉環境部長:新潟市清掃審議会会長、関谷浩史様。ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の改定について諮問。このことについて、下記のとおり諮問いたしますので、ご審議の上、答申賜りますようお願い申し上げます。1、諮問事項、ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の改定について。2、諮問理由。3、答申希望時期につきましては記載のとおりでございます。令和7年5月 20 日、新潟市長 中原八一。どうぞよろしくお願いいたします。
- 関谷会長: たしかに諮問書を受け取りました。
- 小泉環境部長: よろしく願います。
- 関谷会長: では、皆様に諮問書の写しをお渡しください。

皆様に行きわたりましたでしょうか。では、さっそく諮問事項について審議に入りたいと思います。事務局から説明をよろしくお願いいたします。

- 堀内循環社会推進課長: それでは配布資料1-1に沿って説明をさせていただきます。1枚めくっていただきまして、1ページ目、資料1-1の目次となっております。この目次もめくっていただきまして、2ページ目。「スケジュール及び本日の会議の進め方について」です。上段のスケジュールについては、これまで手数料の見直しにかかる勉強会を2回開催させていただいて、活発な議論をいただいているところでございます。

本日は、赤枠の「第1回清掃審議会」での諮問となっており、進め方についてはこの後説明をさせていただきます。

そして、「第2回清掃審議会」で答申案について確認いただき、最終的には9月の中旬頃に答申をいただくようなスケジュールとなっております。

次に本日の会議の進め方です。下段でございます。

まずは勉強会における主な意見の確認をさせていただきます。

その次に、本日の議題に沿った事務局案等の説明をさせていただいた後、これを基にグレーの網掛けをしております、事務局案について、委員の皆様の討議をお願いしたいと思っております。

そして最終的に意見の集約、結論を出していただき、次回の答申に向け、その概要を確認する流れで進めていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

めくっていただき、3ページです。「勉強会における主な意見の確認」ことで、前回までの2回にわたる勉強会での主な意見をまとめた資料となっております。

金額に関することについては、上から「家庭系については今まで安すぎたこともあるが、値上げをするならまずは 100 円くらいにし、段階的に上げた方がいいのではないか。」という意見や「料金を上げるこ

とで不法投棄が心配だ。」という意見がございました。

続いて持ち込みごみの処理手数料は粗大ごみ券とのバランスを考慮した方がいい。」という意見や「合併から 20 年近く経っているため、合併地区を考慮した猶予期間のようなものはもういいのではないか。」という意見がございました。

金額以外にも、記載のとおり、その他、様々なご意見がございました。

続きまして4ページでございます。「審議対象の手数料の整理」についてです。

本市の、「新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の中で定義されている一般廃棄物処理手数料には、指定袋や粗大ごみ処理券、し尿に関するものなどがありますが、その中で3年に1回の見直し対象は「自己搬入ごみに関する手数料」となっておりますので、指定袋や粗大ごみ処理券とは区別して審議を進めていきたいと考えております。

資料では左半分が自己搬入ごみの手数料。右半分が指定袋や粗大ごみ処理券の概要となっており、現在の手数料額や年間の収入額、手数料徴収の目的が記載してあります。

今回の審議対象は、左側の赤枠の持ち込み手数料ですが、1番下のグラフを比較していただくと、右側の収集ごみについては平成 20 年の有料化以降、減量が進んでおります。左の自己搬入ごみは料金の低廉さや、持ち込みのしやすさなども影響しているかと考えますが、徐々に増加していることがわかります。

続いて5ページ。「持ち込み手数料設定の経緯①」です。

こちらは勉強会と重複する内容もございますが、おさらいということでご説明をいたします。

上段は平成 19 年2月 16 日の清掃審議会答申書から抜粋したものととなっております。

事業系ごみについては、排出者責任を促すため、原価相当額を徴収することといたしましたが、家庭系ごみの持ち込み手数料は合併地区の状況を踏まえ、事業系と差を設けることとし、現在の半額程度の料金で設定することとなりました。

下段はその合併地区の料金表になっており、新潟広域地区以外では、おおよそ 10 キログラムあたり 60 円程度になっていることがわかります。

6ページでございます。「持ち込み手数料設定の経緯②」です。その後、約 17 年間、自己搬入ごみ手数料は据え置きとなっておりますが、令和元年の清掃審議会、令和4年の審議会において、それぞれ附帯意見で見直しが必要である旨の答申をいただいております。

こちらにつきましては、勉強会で令和4年度の答申で、初めて見直しについて附帯意見をいただいたと説明させていただきましたが、令和元年度においても事業系ごみの処理手数料についての附帯意見

をいただいております。説明と併せ、ここで訂正をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

資料のグラフは平成 12 年から令和8年までの持ち込み手数料の推移となっております。

グレーが事業系、緑が家庭系ですが、先に説明した平成 20 年6月からの有料化のタイミングで家庭系は合併地区を考慮し、事業系の半額にしているため、このようなグラフとなっております。

下段の左側が令和元年度の答申書の抜粋となっており、据え置きの方申にはなっていますが、資源循環リサイクル促進の観点から、将来的には処理手数料の見直しを検討することが必要であると附帯意見をいただいております。

右側が令和4年度の答申書の抜粋となっており、こちらも据え置きの方申にはなっておりますが、処理手数料の見直しの必要がある旨の附帯意見をいただいております。

ただし、内容といたしましては、令和元年度の附帯意見は事業系ごみについて、令和4年度は家庭系ごみについてのものとなっているため、同じ内容ではないことにご注意いただく必要があります。

それでは7ページ。「処理原価について」です。現在、処理手数料に反映させている原価計算方法は公益社団法人全国都市清掃会議が昭和 54 年に発出した「廃棄物処理事業原価計算の手引き」を基に算出しております。

原価算入の項目は左上の表で人件費、物件費、減価償却費、償還金利子の4項目としております。

また、手数料算定をする上での対象施設は右側の配置図における赤丸の焼却施設及び青三角の埋立施設のみとしていますが、これは自己搬入の大半を占める事業系について、破碎処理をされる量が約1割と少量であることから、設定当時、中間処理を算入しないことになっている状況でございます。

処理原価の推移は左下の表をご覧くださいと思います。

勉強会での資料では、令和5年度の処理原価が10キログラムあたり119.7円と記載いたしましたが、ごみ処理経費に誤りがあり、正しくは117.1円でございます。訂正をさせていただきます。重ねてお詫びを申し上げます。

その右側に一般廃棄物会計基準導入と処理手数料算定の関係についてがございます。

環境省一般廃棄物会計基準は市町村のコスト計算の標準的な分析手法を示すため、環境省が会計基準を取りまとめ、公表したものでございます。

本市は、新亀田清掃センターの新設にかかる国からの交付金を受けるため、令和6年度分から算定をしております。

しかし、全国都市清掃会議の原価算入項目との違いによる処理単価の大幅な上昇が見込まれるため、このたびの処理手数料に反映させる場合は、算出方法や手数料の推移等を鑑み、適切なタイミングでこ

れを行う必要がございますので、今回の手数料改定での議論では取り扱わないことといたします。

8ページになります。他都市の状況についてでございます。上段が政令市比較、下段が県内市比較になっております。

政令市で比較いたしますと、本市の家庭系ごみ処理手数料は、無料の市や搬入不可の都市を除くといちばん低い金額となっており、事業系ごみ処理手数料との差も大きくなっております。

また、さいたま市や、相模原市、京都市は処理経費に対する受益者負担の適正化を図るため、処理手数料の値上げを行っております。

下段の県内市では家庭系ごみ処理手数料について、本市は真ん中あたりに位置していますが、事業系ごみとの差は他都市と比べて大きくなっております。

また、直近の手数料改定事例では、十日町市や妙高市がごみ処理経費の上昇を理由に値上げをしております。

9ページ。「持ち込みごみ搬入台数の割合及び市民アンケート結果について」でございます。

上段は家庭系持ち込みごみの搬入台数の割合です。持ち込みごみの搬入量別台数割合は0キロから10 キログラムまでがいちばん多く、22.8 パーセント、11 キロから 20 キログラムまでが16.2 パーセントで次いで多くなっております。

これを見ると、本来は引っ越しや年末などの片付けなどにより、一時的に大量に搬出された場合に利用してもらうことを想定しておりますこの制度でございますが、料金の低廉さや処理のしやすさなどにより、少量で持ち込む方が多くなっていることがわかるかと思えます。

下段をご覧ください。令和7年3月に実施いたしました、「ごみ・資源に関する市民意識アンケート調査」において、「処理施設への持ち込みをどのくらい利用しますか」という内容でアンケートを実施いたしました。

結果は「数年に1回程度」がいちばん多く、35.0 パーセント。「持ち込んだことはない」とのご回答が34.3 パーセント。「年1,2回程度」が 19.3 パーセントとなっており、この3つで全体の 88.6 パーセントとなっており、頻繁に利用される制度ではないことがわかるかと思えます。

続きまして 10 ページ、「処理手数料見直しの方向性」でございます。ここまでの資料を基に全体の整理をさせていただきます。

まず1つ目。今回諮問させていただいている持ち込み手数料の見直しは指定袋・粗大ごみ処理券と区別して進めること。2つ目が家庭系ごみ処理手数料は合併地区の状況を踏まえ、事業系の半額程度と設定されたこと。3つ目が、令和元年度は事業系ごみについて、令和4年度は家庭系ごみについて手数料

の見直しが必要である旨の附帯意見をいただいていること。

そして、4つ目は処理原価が過去5年平均では 10 キログラムあたり 127.9 円。過去3年平均では 126.8 円となっており、事業系ごみは原価相当額を徴収できておりますが、家庭系ごみについてはそれができていない。

そして5つ目は他都市と比べて家庭系ごみについては低廉な料金設定であり、事業系との差が大きいこと。

最後になりますが、6つ目は家庭系ごみの持ち込みは、もともと、引っ越しや大掃除で一時的に大量排出されるごみを処理することを想定しておりますが、現在そのような使われ方ではないことが多い状況となっています。

また、利用している人は、そこまで多数派ではなく、改定した場合も市民への影響度は、指定ごみ袋や事業系ごみ処理手数料と比べると大きくはないこと。以上を踏まえ、今回は家庭系ごみ処理手数料について見直しを図るべきと考え、改定額のパターンをお示しをしたいと思います。

11 ページ、「改定額のパターン案」についてでございます。

これまでの勉強会でのご意見や処理原価等を踏まえて、家庭系ごみ処理手数料改定額の案を整理いたしました。

左側が現行の 10 キログラム 60 円から 100 円に値上げするパターン。右側が 130 円に値上げするパターンでございます。

それぞれの影響額とメリット、デメリットをご説明いたします。

まず左側の 100 円の場合は令和5年度と同等のごみが搬入された場合、約 4 千万円の収入の増が見込まれます。

その下のメリットは県内市の中で突出した額ではなく、均衡を保たれるため、近隣市町村への廃棄物の流入・流出の懸念が少なくなります。

2つ目は急激な改定幅でないため、市民のご負担などの影響が少ないことがメリットの1つと言えます。

3つ目は、原価相当額を徴収することを目指す中で、段階的かつ慎重に議論を進めていける点です。

これは現在の原価計算方法で原価を算出した際に、今後 130 円を下回る可能性があり、そうなった場合でも状況に応じて、値上げをするのか、そのままの水準で進めるのか、柔軟に対応することができます。

4つ目は聖籠町との関係です。聖籠町のごみは、現在、豊栄郷清掃施設処理組合が運営する豊栄環境センターで処理をしていますが、令和 10 年度末で、当施設は処理を停止し、その後は新発田の処理

施設で処理をする予定でございます。

この場合新発田の処理施設は10キログラムあたり100円でございますので、この料金との親和性が高く、聖籠町との協議を進めやすい水準となっております。

1番下のデメリットでございますが、100円では原価相当額を徴収することができないため、かかる処理コストが回収できない点が挙げられます。

次に右側の改定額130円の場合です。歳入影響額としては約7千万円の収入の増が見込まれます。

その下のメリットは、直近3か年分の原価相当額を徴収できるため、かかっている処理コストを回収できる点が挙げられます。

2つ目は事業系ごみ処理手数料と同額となることで、事業系ごみを家庭系ごみと偽って搬入する不適切排出のトラブルが少なくなります。

次にデメリットですが、現在の2倍以上の改定率となるため、急激に市民負担が大きくなり、不法投棄の可能性が高くなります。

また、今後条例を改正し、130円として施行する段階で、3か年平均や直近の処理原価が130円を下回っている場合があり、その処理原価に合わせるため、次の見直し時に上げた手数料を下げなければならない可能性が出てくる。

そのような場合、市民の混乱を招く恐れがあることがデメリットの1つであると考えます。

以上で「ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の改定について」の説明を終わります。

- 関谷会長：詳細な説明ありがとうございました。ただ今説明がありましたように、持ち込みの処理手数料についての見直しを行うにあたりまして、手数料額をいくらにすべきかが、本日のこの審議会における非常に大きな目標になっております。

ここで一定の結論を出さなければいけないことが求められておりますので、是非皆様にご協力をいただければと思っております。

まず最初に、事業系ごみの整理を行いたいと思います。事業系ごみの手数料におきましては、3年前に審議においても特段異論は出されておらず、またこの3年間も原価に大きな変動がなく、報告をいただいております。

こうした点を鑑みながら、委員の皆様から、ご意見、ご質問などをいただければと思いますがいかがでしょうか。

なお意見をいただく際は、あくまでもその価格に関する話に今回は限定して審議をスムーズに進めたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

では質問等お願いします。

○ 坂上委員:質問でなくても。

○ 関谷会長:意見でも。どうぞ。

○ 坂上委員:よろしく願いいたします。わたくし個人としては、事業系は、同じ 130 円でいいんじゃないかなという考えがございます。家庭系も同じでいいと思います。理由として、自己搬入ごみを使われる理由にしては、今現在リサイクルとか、あるいは食品ロスの意識がすごく高まっているために、こちらの一般的な皆さんのご家庭でのごみの出し方が非常に変わってくると思う。

今後、家庭の持ち込みを試算した場合に、この 88.6 パーセントの方が利用したことがないことは、実際のところ、10 キロ程度でいくらかという認識がないのではないかなと私は思っているのです。

行ってみて、「こんなに安い」という感覚だと思うのです。それでわたくしが、個人的に片付けとかそういう仕事をしていますので、今後やはり空き家問題が多く出てくると思います。

それで他県の自治会でも、今、この空き家バンクに登録してもらうことをすごく推進している点がございます。

国土交通省の試算のデータがございまして、今後、30 年、40 年を見た場合に空き家の増加率が 3.3 以上になっているのです。それを踏まえたところで仕事の内容でもやはり最後に業者さんに捨てる意識よりも、まずは家庭の中での搬入が手頃なことで、そういったお勧めも私自身はしているのです。

そういったもので今後、家財道具であつたりとかの搬入が今後増えてくると思うのです。そういった面では、今までずっと据え置きだった金額でもありますし、回収できないとか、そういったコストは回収できない状態が続くのであれば、将来的なことを考えると 130 円に改正してもいいのではないかなという意見でございます。以上です。ありがとうございました。

○ 関谷会長:貴重なご意見ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。長谷川委員どうぞ。

○ 長谷川委員:今、事業系ごみについて附帯意見のようなものがついていて、それは令和元年でした。その後も特段意見もないということで、その現状維持でいいかとお話なのかなと思うのですけれども。それはかまわないと思うのですが、気になることは、「理由」のところ、処理原価の話とかではなくて、この答申で言われているところは、要はその食品リサイクルの面からですよ。要は食品ロスを減らす。それで、それに対しても答えでは、このままでいいですよとなると学んでいないような気がする。それでも、答申に書かれたことに関わるのであれば、実はその事業系のその食品ロスはすごく想定外に減っていますとか。そういった理由があつたほうがいいのかなという気がします。特にこの 130 円よりも上げろとか下げろとかそういうことではなく、その理由のところ。以上です。

○ 関谷会長:貴重なご意見ありがとうございました。現状維持に対する的確な理由ことで、事務局からそれ

に対するアンサーをお願いできればと思います。

- 堀内循環社会推進課長：ありがとうございます。ごみについては、ごみの総排出量で、家庭系ごみと事業系ごみがございます。

割合としてはやはり家庭系ごみの割合が非常に多く、7割前後ぐらいは家庭系ごみが、ごみの総排出量の部分を占めると。残りの4割から3割ぐらいの程度のところで事業系ごみがございます。

家庭系ごみにつきましては、減少といいますか、ごみの総排出量は資源も含んでいるところでございますが、総排出量は順調に減少しています。事業系ごみについては、今回のコロナの感染症の関係があつて、飲食店を中心に、非常にその排出量が減少したところでございますが、これがその期間が終わって、今、状況をこう、見極めている状況でございます。統計を見ても、事業系が盛り返す部分、あるいは横ばいになっている部分が、はたしてこれが続くのかを少し見極めている期間でございます。

確かに委員がおっしゃるとおり、単なるそのデメリット、メリットの部分だけではなく、食品ロスの観点から、この原価として、今後手数料をどういうふうに見ていくのかは大切な視点だと思っております。

先ほどもご説明しましたように、処理原価については、全国都市清掃会議のやり方で今現在算定をしておりますが、これが環境省の一般廃棄物の処理原価の算出方法で計算をいたしますと、だいぶ変わってくるのがまず1点と、先ほどご説明をいたしました、事業系のごみは、どちらかというとその食品系が割と多くて、破砕機にけるご家庭から出る粗大ごみのようなものが少ない。

それで現在の事業系、家庭系ともに、この破砕機の償却等も含めた経費を算入していない処理原価を使っている。それが現在の新潟市のやり方なのですが、これがこのままでいいのかと、冒頭で申し上げました亀田清掃センターが5年後に立ち上がった時に、この処理原価が大きく変わる問題がございます。

また、事業系のごみの手数料収入が先ほどご説明させていただいたとおり、8億、9億と非常に大きい金額を占めることで、この処理手数料を値上げすることが、飲食店とかを中心とする事業者の事業活動に影響し、さらに市民生活に、直で影響する可能性もございますので、このあたりは慎重にやっていきたいと思っております。

- 関谷会長：ありがとうございます。長谷川委員、いかがでしょうか。今。
- 長谷川委員：わかりました。ありがとうございます。
- 関谷会長：ありがとうございます。ほかにご意見、質問等ございますでしょうか。

現状では価格に関しては据え置きの流れは変わらないかと思いますが、何かそれ以外のご意見でございますでしょうか。

- 斎藤委員：事業系はこのままでよろしいのではないかと思います。やはり、食品系が多いことで破砕のもの

は少ない。それでほかの機械ももう使わないことなので、市民のことも考えて、含めて、事業系は現状維持というのが私の意見です。

- 関谷会長：ありがとうございます。では、意見がいろいろ出てきまして、そのへんまとめますと、事業系の手数料は 10 キログラムあたり 130 円で据え置くことが多くの意見の総意だと思いますので、それを結論とすることでよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

ではそういう結論で事務局もお願いできたらと思います。それで次にいよいよ家庭系の議題に移らせていただきたいと思います。この家庭系ごみに関しましては先ほどの資料にもありましたように 130 円におきましては、事業採算を考えた上での価格で、一方で、いきなり2倍近い価格はどうかとの問題がございます。

それを鑑みた時に、その 100 円、もう1つ、中間的な値上げを、ワンクッション置くことによって、ある程度の状況を打開する、そういう負担がございますけれども、そこは 130 円、100 円のような価格に関して忌憚ないご意見いただけたらと思います。よろしく願いいたします。意見のある方。どうぞ。

- 斎藤委員：家庭系なのですが、この利用状況見るように、頻繁に利用される方が非常に少なく、やはり引っ越しであるとか、そういう実家のお片付けであるとか、あと、整理で年2回ぐらいの家の中の整理であるとか、比較的量がたくさん出るところで、もちろん、現在の 60 円は非常に安い。ただ、それをやはりいきなり私的には主婦的には 130 円よりワンクッション置いていただいたほうが何か市民も受け入れられるのではないかなと思って、出す時はたぶん、「どさっ」と出すとか、ものが多いと思うので、1回、ワンクッション 100 円で置いて、その後、もう1回は考えられると思います。以上です。
- 関谷会長：ありがとうございます。ほかにご意見いかがでしょうか。お願いいたします。
- 遠藤委員：私としてはその 130 円でもいいと思います。ただ、いろいろな影響があるということであれば、いったん 100 円にするのであれば、その後は3年後とか、5年後とか、もう決めて 130 円、原価分を払うふうに決められることがいいかと思います。以上です。
- 関谷会長：ありがとうございます。引き続きいかがでしょうか。副会長いかがですか。
- 村井委員：私もご意見がありましたように、ワンクッションを置くことは非常に良い方法だと思います。また、持ち込みの方法についても以前と比べると少し変わってきていると感じます。

私も持ち込みはするものですから、来られている一般家庭ごみの方たちを見ていると、こまめに持ってきているようです。

また、空き家の増加による持ち込みが確かに増えているだろうと思います。私の近所でも、ご家族の方が空き家を片付けていて、そのたびに捨てに行っているようです。業者に依頼するよりも個人で持っていく方が良くとおっしゃっていました。

そういう意味でも、いきなり 1 回 130 円に急に上がるのは負担が大きいでしょう。少しワンクッション置いて 100 円からスタートし、今おっしゃられたように「何年後には上げますよ」ということをきちんと伝えておくことは非常に大事だと思います。

○ 関谷会長：ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。お願いいたします。

○ 村木委員：先ほどのご説明に聖籠町のごみの諸事情の件で令和 10 年度末で施設が廃止するお話がございましたので、基本的には段階で上げていくことが賛成です。

それで 10 年が決まっているようでしたら、今の金額から毎年、例えば市民の今の現状をやはり所得も減っているような状況で、大変な社会的な環境で厳しい方々が多いかと思しますので、例えばでございますが、年度で 20 円ずつとか、60 円が 80 円。80 円が 100 円で 9 年で 120 円で、10 年度には例えばその聖籠を含めて、新潟だけではなくて、ほかの施設や市も値段の改正があるかもしれませんのでその時には一斉に、市の管轄もありますけど、県としても見直しを図るということもやはりごみ処理場のこれからの管理費の面ですとか、保全費ですとかいろいろな予算がかかるかと思しますので、含めてこの年度の中でも計画を立て直すことはいかがかなと思っております。以上でございます。

○ 関谷会長：建設的な意見をありがとうございます。お願いいたします。

○ 石本委員：私も段階的でもいいかなと思っています。段階的に上げれば、また、逆算でも問題ないと思うのですが、この資料 11 に記載されているようなデメリットで、こうする段階で原価を 130 円を下回っていく可能性があるとか書かれていますが、段階的にしていくのであれば、おそらく 100 円を原価が下回ることはないふうに考えておけば、100 円から順次上げていくことは当然、問題ないのではないかなと思っています。

それで、R5 年度のものが 117.1 円で、この前年度のもの比べるとけっこう大幅に 10 円ぐらい原価が減っているところで、若干気になるところであるのですが、参考までにお聞きしたいのですが、これはなんらの要因とかはありますか。

燃料費とかは年々増えているから逆に原価は上がりそうなイメージですけど、特にそのような下がっているか。この年、特有の傾向なのか。

○ 関谷会長：事務局からアンサーをお願いします。

○ 堀内循環社会推進課長：大変貴重なご質問をいただきましてありがとうございます。今ほどの議論の中で、段階的に上げていくご意見頂戴しておりまして、まさにその 7 ページの、この令和 5 年度の 117.1 円。これを見てくれと担当から言われて私も見ていたところで、まさにそのご質問をいただいたところでございます。

太夫浜埋立処分地がございました。こちらにつきましては、焼却施設から出る灰を埋め立てることで、

水処理とかそういったものをやっているのですが、こちらが令和4年度をもって埋立完了をしたことで、令和5年度から大幅にこの施設経費が減ったこともございます。

また、亀田焼却場につきましては、減価償却費。積み上げているそのものが、令和5年度に「どん」と落ちる経費が2億弱ほどあったと。この2点が非常に大きかったことでございます。申し訳ございません。

○ 石本委員：ありがとうございます。

○ 関谷会長：ありがとうございます。時間も限りがあるのですけれども1点ないですか。長谷川先生。

○ 長谷川委員：勉強会の時に何回か話はあったかと思うのですが、その収集。持ち込みと収集のバランスのところですね。

もし一気に130円になってしまうと、収集が安くなるかたちになります。それがいいのかというところ。どちらかとバランスを考えると、少なくとも上回る、逆転することは、ないほうがいいのかな。

もしそれがあるのだとするとたぶん将来的にそちらを変えなければいけない時期がいつか来ると思います。その時にいっしょに考えてやる必要があるのかなという気はいたします。

○ 関谷会長：まさにおっしゃるとおりです。いかがでしょうか。そのあたり。

○ 堀内循環社会推進課長：ここで資料を配らせていただきたいと思います。

お手元に皆さん、届きましたでしょうか。これが右上に、平成18年7月新潟市と。見づらい部分ございますが、新潟市清掃審議会のこの平成20年6月からの有料化を議論していただいた時の中間まとめの資料、概要版で、こちらの市民の皆様にも配布をした資料でございます。

清掃審議会での議論の中間とりまとめで平成18年の7月にお配りした資料でございます。

(1)番の、新潟市の現状というところをございます。それぞれの合併前での地区でのごみの状況を見ますと、(2)番のところで紫色の巻広域とか、赤の新津。そして豊栄が青。それで緑の白根広域で、この有料化を起点に「どん」とごみの排出量が落ちているという部分がございます。

それと、一つの市になったにも関わらず、この複数のごみの処理の方法があることは非常に合理的ではないことがございまして、今ほど委員からお話があった、収集ごみ。いわゆるごみステーションに出される黄色い袋で現在集めています、その収集ごみの料金をどのようにするのかと。

また、これに若干関連するように、粗大ごみ処理券。今、シールをコンビニさんとかスーパーさんで買っていて、予約をしていただいて、シールをこう貼って、ご自宅まで私どもで収集にお伺いする。この料金については、自己搬入ごみの料金の決定の仕方と流れを、異なるような流れになってございます。

めくっていただきますと、2ページ目、見開き目のところで、9種12分別によるリサイクルの推進とか、右に家庭ごみ負担のあり方についてで、この家庭ごみ負担のあり方の手数料水準の体系案という②番

のところに1リットルあたりだいたい1円相当いただきたいと。それが他都市の状況に近いで、簡単にはつきり申し上げますと、処理原価からこの数字が出ているのではなく、周辺の状況を勘案してこのような料金が決められているという状況がまずあります。

そしてめくっていただきまして最後のページになりますが、「事業系ごみの排出方法及び手数料のあり方」で、こちらに入ってきますと今度は原価の考え方で、事業系の10キログラム140円という数字が(2)番のところにありますが、これが平成18年当時の処理原価。事業系の金額。それで、その半額程度が家庭系の自己搬入というやり方になっております。

これがあってさらに6番の下のところ。粗大ごみの処理手数料のあり方とこう、出てきまして、これについてもまた、処理原価ではなく、当時の周辺といいますか、旧新潟市以外の状況を勘案して、品目別で料金を決めていったことがございます。

ですから、自転車とか、ストーブとか、布団とか、たんすとございますが、これを計量していただくという考え方ではなく、おおむねこのような金額になるだろうというところから算出している部分がございます。

原価から算出される自己搬入ごみの手数料の体系と、ごみステーションに出される収集ごみ。あるいはごみ処理券、シールの部分。この料金の設定の仕方がこの当時から現在にいたるまで少し、源流といたしますか、元が違っているという中で、現在があるという流れでございます。

しかし、委員がおっしゃるような、同じそのたんすを自己搬入で処理場に持って行くと、10キログラム今、60円となっていますが、このシールとのバランスも市民から自分で持って行っているのならば、もっと安い料金になることが当然だろうという考えもなるほどなずける部分がございます。

そのまず冒頭に立ち返りまして、まずごみの有料化は何のためにやったかでございますが、これがごみ排出量の削減。これが第一目標でございますので、今のところ、収集ごみ。ごみステーションに出てくるごみについては、順調に減っております。

ここに新たに料金付加をすることがこの当初の目的。この大命題に合っているのか部分がございます。

反対に、自己搬入ごみについては、どんどん量は増えていきまして、グラフでお示したように、当初のグラフのスタート時点の現在時点で倍の量が出てきてしまっている。これについて放置はできないだろう、処理手数料を上げることによってこの部分をもう少しごみについての資源化とか、そういったものを考えるきっかけにしていきたいというような考え方でございます。

長くなりましたが、ごみのシール。収集ごみの改定にあたりましては、やはりごみの減量も考慮しながら決める必要があらうかと思いますが、ただ、委員から貴重なご意見をいただきましたので、将来的にシールのごみの処理券につきましても、推移をしっかりと見ながら検討していく必要はあるのかなと思っております。

- 関谷会長：ありがとうございます。マクロ的に見れば収集するものとあと、持ち込みの中に大きな不利益はないという、そういう認識でよろしいでしょうか。ありがとうございます。

では時間も押しておりますので、ここで採決をさせていただきたいと思います。大方の方々のご意見はいきなり130円というよりも、あと、段階的な100円の部分は多かったように思いますが、それでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、手数料を100円で審議会の結論とさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それで続きましての審議事項ですけれども、資料1-2。そちらの説明をお願いしたいと思います。

- 堀内循環社会推進課長：ありがとうございました。それでは資料1-2をご覧ください。赤枠の中になりますが、次回の審議会は8月下旬に開催予定で、今回審議いただいた内容を盛り込んだ答申案の確認をお願いしたいと考えております。

次に下段の会議の進め方でございます。まずは第1回の審議内容の確認から入りまして、答申案の確認、意見を賜り、最終調整をいたします。

最後は答申日の確認まで進められればと思いますので、よろしくお願いいたします。

3. 報告

■ (1)令和7年度ごみ処理手数料の市民還元事業について

- 関谷会長：ありがとうございます。本日の審議内容を基にしまして、次回、答申案を最終調整することになっておりますので、それに関しましてご意見、質問などよろしいでしょうか。こういう現状でよろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、そのように進めていただければと思います。

時間も押しておりますので淡々といかせていただきますが、それでは続きまして、次第3、報告に移りたいと思います。

(1)、令和7年度ごみ処理手数料の市民還元事業について及び(2)、ごみ処理手数料の使途、市民還元事業の点検について両方関係がありますので、一括して事務局からご説明になりますのでお願いいたします。

- 堀内循環社会推進課長：それでは、令和7年度市民還元事業当初予算についてご説明いたします。

お手元の資料2をご覧ください。まず、概要です。

市民還元事業は平成 20 年6月に開始した、新ごみ減量制度において、ごみの減量、リサイクルの推進を目的に、10 種 13 分別での収集を行うとともに、「ごみは有料、資源は無料」の考え方のもと、「燃やすごみ」「燃やさないごみ」「粗大ごみ」を有料化いたしました。

この制度の趣旨から、ごみ袋作製等経費等を差し引いた手数料収入については直接の費用である「ごみ処理経費」には充てずに3本柱である「資源循環型社会促進策」「地球温暖化対策」「地域コミュニティ活動の振興」に資する事業に充当することで、市民に還元することといたしました。

また、令和3年度より、清掃審議会でもご議論いただき、新たに、「未来投資に向けた取り組み」を加え、4つの柱で実施しているところでございます。

次に財源につきまして、令和7年度当初予算におきましては、「ごみ処理手数料収入」9億 1,072 万 9 千円から「指定袋作製等経費」4億 8,413 万4千円を差し引いた、4億 2,659 万5千円を市民還元事業に充当しています。

「ごみ処理手数料収入」は、ごみ量の減少による指定袋等の販売が減少することにより、前年度より1,895 万6千円の減と見込んでおります。

また、「指定袋作製等経費」は、余剰在庫による製造枚数の減により、前年度より 2,695 万8千円の減となっております。この作製経費の中には、バイオマスプラスチックを使用したごみ指定袋の作製経費を含み、昨年度に続き、20 リットルの燃やすごみ指定袋を 500 万枚作製いたします。

次に、市民還元事業のまず1つ目の柱、「資源循環型社会促進策」です。「分別意識の向上と啓発」では、資源とごみに関する情報誌、「サイチョプレス」を発行するほか、SNS やアプリなど、多様な媒体を活用して、情報発信を行います。

「食品ロス削減推進事業」では、食品ロス量などを把握するための、組成調査を行うとともに、エコレシピコンテストの実施や、「20・10・0運動」、「てまえどり」の展開など、食品関係事業者と連携した取り組みにより、食品ロスの削減を図ります。

「家庭系ごみ減量化の推進」では、生ごみの減量・リサイクルを推進するため、生ごみ処理機の購入に対して補助を行います。また、段ボールコンポストの普及を図るとともに、生ごみの堆肥化を行う地域の活動を支援いたします。

「古紙資源化の一層の推進」では、古紙の資源化を推進するため、回収団体や、地域コミュニティ協議会に対し、回収実績に応じた奨励金・支援金を交付いたします。

「古布・古着の拠点回収費」では、燃やすごみの減量及びリサイクル意識の向上を図るため、拠点回収を行います。

「クリーンにいがた推進員育成事業」では、地域における分別の周知や美化活動の促進等を行うクリ

ーンにいがた推進員の育成のため、自治会・町内会への協力金を支給するとともに、研修会や施設見学会などを実施いたします。

「ごみ集積場設置等補助金」では、地域の環境美化及び収集業務の効率化を図るため、ごみ集積場の設置や修繕に対し、補助を行います。

「地域清掃等への助成」では、地域環境の保全や環境美化の推進を図るため、地域清掃等の環境美化活動に対して助成を行います。

「不法投棄・違反ごみ対策」では、不法投棄や違反ごみを未然に防止し、地域環境の保全や環境美化の推進を図ります。

続いて、2つ目の柱『地球温暖化対策』です。「環境教育・環境学習に対する支援等」では、小・中学校の総合的な学習時間などで活用できる、環境学習の資料や副読本を作成するほか、校外学習の費用を助成するなど、環境教育を支援いたします。

「高性能省エネ住宅普及事業」では、家庭部門のCO₂排出量削減に向け、省エネルギー性能の高い住宅の供給を促進し、住宅市場全体の省エネ性能向上の牽引を図るとともに、市民が省エネ住宅を選択しやすい環境を作るため、事業者による省エネ住宅の説明スキル向上を目的とするセミナーを開催いたします。

「防犯灯 LED 灯 設置補助金」では、防犯灯を設置・管理する自治会・町内会に対して、環境配慮型防犯灯、LED 灯の設置費について補助を行うものです。

続いて、3つ目の柱『地域コミュニティ活動の振興』です。「ごみ出し支援」では自治会・町内会などの地域団体が取り組む、ごみ出しが困難な高齢者や障がい者などの世帯に対する支援活動費について助成を行います。

「地域活動への支援 地域活動補助金等」では、地域の皆様による、自主的・主体的なまちづくり活動の取り組みの促進を図り、豊かな地域社会を実現するために、地域課題の解決を図る活動や、地域活動に必要な高額備品の整備について補助金を交付いたします。

最後の4つ目の柱『未来投資に向けた取り組み』でございます。「持続可能な社会に向けた人材育成と実践」では、小・中学校等における、探求型の環境学習の推進と、SDGs の考え方を踏まえた脱炭素社会の形成を目的として、環境学習の授業デザインや運営支援を実施いたします。

「環境優良事業者等認定制度」では、SDGs のゴールやターゲットを意識し、温室効果ガスの削減やごみの減量、食品ロスの削減などを環境課題に取り組む企業や団体を認定し、その活動を応援いたします。

これらの4本柱の各事業を通して、「資源循環型・脱炭素社会の形成」に向け、取り組んでまいります。

市民還元事業の令和7年度当初予算についての説明は以上でございます。

■ (2)ごみ処理手数料の使途(市民還元事業)の点検について

関連があります資料3についてでございます。資料3、「ごみ処理手数料の使途 市民還元事業 の点検」についても、関連がございますので続けて説明をさせていただきます。お手元の資料3でございます。

まず1つ目の経緯でございます。家庭系ごみ処理手数料の市民還元事業については、平成20年度の新ごみ減量制度開始時から実施してきており、昨年度に一般廃棄物処理基本計画の中間見直しの際には市民還元事業についての既存事業の評価・見直しについて、審議会の皆様から答申をいただいたところでございます。

なお、おさらいになりますが、答申では、「ごみ処理手数料収入の減少 及び ごみ袋作成経費上昇により、市民還元事業に充当できる財源が減少傾向にあることから、これを柱建てに沿った事業に有効活用するため、既存事業の評価を行い、見直しを図りながら展開する必要がある」と答申をいただいております。

この答申を受けまして、本年度、市の各担当部署において、既存事業の点検、評価の作業を行ってまいります。

次に2つ目、スケジュールです。各事業の現状や課題について、担当課において、自己点検、見直し作業を行い、その見直しの方向性の案ができれば、次回の審議会において、ご報告をさせていただきます。

そして、その見直しの方向性に基づき、令和8年度の予算要求を行ってまいります。

最後に3つ目、見直しの方向性でございます。限られた財源を有効活用するため、既存事業の必要性、妥当性を評価しながら、下記の4つの分類で、方向性を作成いたします。

個々の事業の見直しの状況によっては、財源が生み出される場合もあるため、必ずしも削減、縮小のみで見直しを行うものではなく、事業効果が高められる場合には拡充することも予定しております。

ただし、拡充する場合においても、特に補助制度では、交付決定額や採択者数などに制限を設けるなど、事業費をコントロールできる制度内容とするよう作業を行ってまいります。市民還元事業の点検については以上でございます。

- 関谷会長:説明ありがとうございます。では、まず資料2に関しましてご質問、ご意見等ございますでしょうか。

市民還元事業に関する内訳が明記されておりますけれども、それに関しましていかがでしょうか。

私から質問を1つさせていただきたいのですが、環境省のグリーントランスフォーメーションで、力を入れているこの資源循環型社会促進策の古紙回収などにはかなり大きな予算がある中で、回収する業種だったりとか、あるいは、人口減少や高齢化に伴ってなかなか回収が厳しい中で、それをその IT 基盤のようなものでこう、補っていく視点が非常に大事なかなと思う。今回、処理手数料を上げていくことで、市民に負担を強いる部分もありますので、だったら逆に市民に還元するような、そういう新しい社会基盤のような仕組みをこれを機にご検討いただきたいなと個人的に思っておりますので、是非ご検討のことをお願いいたします。

このような感じで何か皆さんから是非ご要望いただけたらなと思って。いかがでしょうか。副会長どうですか。

- 村井委員：先日テレビでも報道されていましたが、バイオマスプラスチックのごみ袋を作るための原料を、子供たちが田植えをしていました。そのニュースを見て、子供たちが生き生きと田植えをしている姿がとても微笑ましく、このような形で予算が使われることは、一般市民にとっても非常に分かりやすいですし、象徴的な事業として、もっと拡充していくべきだと感じました。

それで、その原料米を作る田んぼについてですが、今、お米の価格が高騰しており、農家さんが飼料米よりも主食用米に切り替える、という状況が新潟でも出ています。そのような中で、現在このバイオマスプラスチックの原料米はどのくらい生産が考えられていて、今後このような市民還元事業に対して、もっと力を入れていくお考えはあるのか、お聞かせいただけたらと思います。

- 関谷会長：よろしくお願いします。
- 堀内循環社会推進課長：ありがとうございます。まさに昨日、潟東小学校の5年生のお子さんとともに、中原市長が田植えをやったことが報道されたところでございます。

市長もお好きな事業のようで、お子さんに嬉しそうに事業の説明をされていました。

このバイオマスプラスチック入りのごみ指定袋につきましては、当清掃審議会の皆様にもご説明をさせていただいて、令和5年度から導入しているところでございます。

それに先立ちまして、令和2年度に、ごみ袋の強度実験といいますか、モニター調査を令和2年度にやっております。その時にはバイオマスプラスチックを 10 パーセントと 25 パーセント入れたごみの指定袋の強度をモニターをさせていただいたところでございます。

それでこのたび、令和5年度から導入している袋につきましては、20 リットル袋の 500 万枚。この当時 20 リットル袋は1番この需要がある、皆様から使っていただいているごみ袋なのですが、500 万枚を 10 パーセントのバイオマスが入った形でやっているとありますが、先日、令和6年の2月でしたでしょうか。今度はさらに1歩進んで、米だけではない形で 25 パーセントで、ごみ袋を作った時の強度についてモニター調査をやらさせていただいた結果、だいぶその強度が高いことがわかりましたので、あ

とはコストの部分です。

今回、まさに議論をさせていただいているところの、市民還元事業。この中で、そのバイオマスの比率を上げた形でどのぐらいの予算でできるのかをまさに今年度検討いたしまして、令和8年度の予算に結び付けたいと考えております。

もちろん拡充をしたいと考えているところでございます。

○ 関谷会長：ありがとうございます。よろしいでしょうか。石本委員、どうです？

○ 石本委員：令和7年度予算もうすでに決まっていると思ってあれですけど、第2回の会議で今後の方向性を継続であれば、次に向けたご意見でお話いただければと思うのですが、市民還元事業は資源循環型社会とか温暖化とか、基本的には環境のことを取り上げているかと思うのですが、(3)(4)のような形で環境に必ずしも限らないことがあると考えていた時に、特に、未来投資の実は取り組みのところをより拡充していくことは1つの選択肢なのかなと個人としては思っています。

その1つが先ほど関谷会長もおっしゃったような、そういった ICT とかを活用した事業を支援していくようなものも1つあるなと思いつつ、もう1つ、まったく別の環境以外の視点でいけば、未来に投資の観点で言えば、僕は人材育成で、環境学習の授業支援があるのですが、それはそれで僕も大事だなと思いつつながらそれと同時にそういった広く誰でもそういった、受益できるような取り組みと別に、特定の困っている人たちへの支援のような形でこういった財源を活用することも1つの選択肢かなと思っています。

具体的にはどのようなことが思いつくかと何となく思いついたところを話すのですが、例えば学校でいくと、不登校児の支援のような形でフリースクールに通っているお子さんとかは新潟市内でもいらっしゃると思うのです。

新潟市のフリースクールの協議会組織を作っていらっしゃるかと思いますので、そういったところに参加しているフリースクールの生徒さん向けに支援していただくとか、新潟県内でまだフリースクールに通っているご家庭の支援をやっている、金銭的な支援をやっている自治体はまづなかったのではないかなと思うのですが、のようなそういった昨今の、様々な経済が苦しい中でそういったご家庭への支援また1つして、未来投資に向けた取り組みとしてありうるのだなと思っています。

また少し環境的にからめていくのであれば、フードバンクだったりだとか、子ども食堂のようなところへの支援のようなことも、あえてこの市民還元事業とかその中でやっていくものも選択肢なのかなと思ってさっき皆さんの話を聞きながら思っていたところでした。

この未来投資における取り組みのようなものがもし拡充できるのであれば、そういった視点も入れてもらうといいかなと思っています。

それでまた、評価、見直しで、既存事業の評価を行うところで、どういうふうにしていくのか。これは役

所の中で、見直しをされると思うのですが、いつも実績等はあと、金額のようなことはお示しされていたいるのですが、それ以前の事業、どう評価されているのか。事務事業評価のようなことをされていらっしゃるのであれば、またそういった情報も私たちに教えていただけるとよりいいのかなと思ってお聞きしています。以上です。

- 関谷会長：ありがとうございます。資料3までまたがっておっしゃっていただいたのでいっしょに皆さん、意見、ご質問等いただけたらと思いますが。いかがでしょうか。
- 斎藤委員：資料3で。
- 関谷会長：お願いします。
- 斎藤委員：2、3からめてなのですが、クリーンにいがた推進員の育成事業なのですが、これは10種13分別、それを正しくしましょうで各自治会単位だと思うのですが、配置をしているのですが、なかなか、姿が見えてこないか、それで実際にごみステーションの管理はそこを利用している人はごみ当番がありまして、そういう方たちが主に見ていらっしゃる。

私も昨年、クリーンにいがた推進員になって、もちろんほかの部署にも関わっているのですが、それでそのまま見回っていたりして、確かに正しい分別がされなくて、残されたごみがあって、それに対してどうするかはその場、その場でやっているのですけれども、その研修会があります。でも、申し込みました。「満杯ですので、あなたのところは行けません」のような感じでくると、何かあまり意味がないような感じがあって、実際は北越製紙さんだったと思うのですが。研修先が。行ってみたいと思って申し込んだのですが、当地区、角田地区ですけど、要するに外れました。

確かに最初に人数が多ければ抽選的なことになることだったのですが、何かそれだと意味がないかなということで残念でした。

それで、実際のところ、推進員がやっているけれども、結局なり手がいないから自治会長さんが兼任されているところも多いし、そのような感じなので、この推進員育成事業は、もう分別に対してはもう近く、20年経ちました。最初はもちろん有効だったと思うのですが、少し見直しが必要なのでないかなと私は思います。以上です。

- 関谷会長：ありがとうございます。今のものは意見より質問もあって。
- 斎藤委員：今後どう考えていくかの質問も兼ねて。
- 関谷会長：では、事務局から。
- 袖山廃棄物対策課長：廃棄物対策課長袖山です。ご意見ありがとうございます。クリーンにいがた推進員は、確かに以前からそういった声を各所からいただいております。

自治会等からの推薦で、選んでいただいて登録している制度になっていまして、今、約 5,600 人程度が全市でついていらっしゃると思います。

確かに、適正な分別の排出は、おかげさまで結構浸透してきています。もう1つ育成事業として、環境美化の促進がございます。こちらもおかげさまで、協力もいただいているところでございますけれども、この両面で、やはり地域の人の声を聞きながら、まだまだといった声もありますので、内部でも検討しまして、案を持ち寄りたいと思っています。

研修会でも以前は全員が対象にさせていただいたところですが、平成 30 年以降は新任者のみと、限定をさせていただいているところでした。

○ 斎藤委員：私、令和 6 年度に新任者だったのです。

○ 袖山廃棄物対策課長：そうです？

○ 斎藤委員：新任者に限定したことで外されました。新任研修会も最初に行きました。

○ 袖山廃棄物対策課長：失礼しました。見学会ですね。少し限定させていただいたところもあって大変申し訳ありませんでした。

そういった研修の内容につきましても、今後改めて精査をできればと思っております。ありがとうございます。

○ 斎藤委員：研修会はしっかり行きました。

○ 袖山廃棄物対策課長：失礼いたしました。

○ 斎藤委員：ただ、クリーンにいがた推進員になったので、それに行けるかなということがあったので、残念でした。新任でした。以上です。

○ 関谷会長：ありがとうございます。質問、意見等ないでしょうか。あと、1つか2つぐらいかなと思いますが。ではお願いします。

○ 遠藤委員：指定袋や粗大ごみ処理券と区別して審議を進めるとあったので、なので全然それとは別でこの、今後、指定袋や粗大ごみ券の話は管轄が全く別で、今後も指定袋や粗大ごみ処理券の話はこの場ではないか。できないか。ということなのですか。

○ 関谷会長：質問で事務局お願いします。

○ 堀内循環社会推進課長：市民還元事業についてよりも、先ほどの手数料の話のことでご意見いただいたと思いますが、もちろん、ごみの有料化の際にこの清掃審議会でご議論いただいた結果として、現在があるわけでございますので、またそのような機会がございましたら清掃審議会の皆様に議論いただいた上でステーションごみの収集。これはもう黄色いごみ袋。今、1L、1円の計算の料金をいただいている

ところでございますが、こういったこととか、粗大ごみの収集の時にシールを貼って、その値段についても処理原価とは別な形で決定した経緯がございますので、このたびの清掃審議会での議論の中には入りませんが、将来、このような議論も出てくるのではないかなと思っているところでございます。

ただし、これにつきましては、この市民還元事業について資料2の1番上のところで財源で、ごみ処理手数料収入(A)で、9億と。かなり大きな金額になりますので、そのごみの量が、また上昇基調に転じたと。

市民から排出されるごみ量が上昇している。こういった都市も実は、政令市クラスでもございます。それでこの状況になって、ごみの減量が必要なタイミングがまいりましたら、またそのような議論になろうかと思えます。

現時点では人口減少もあり、また、1人あたりのごみ排出量も、割と堅調に減少している傾向にあるので、その料金の値上げで、ごみの排出を抑制する必要は、現時点ではない認識でございます。

- 遠藤委員:管轄が別でもまったく違うという話ではないのですか。
- 堀内循環社会推進課長:そうです。
- 遠藤委員:わかりました。ありがとう。
- 関谷会長:ありがとうございます。あと1人ぐらいいかがでしょうか。お願いします。
- 村井委員:先ほどの石本さんの話の中で出てきたのですが、予算額を見ていて、環境教育、いわゆる地球温暖化対策に関するものは本当にまったなしの状態で、大きな課題になっている割には予算が少ない、というのが正直なところですね。環境政策課に関しても、環境事業とそれから認知度のためのセミナー。小・中学校での環境学習など、市民に対しての環境問題に関する意識醸成のようなものを含めて、やらなければいけないと思います。未来に向けた大事な投資ですが、トータルで 950 万ぐらいでしょうか。

この予算はかなり少ない印象なのですが、どのように考えておられるのか。もう少し多くてもいいのではないかという気がするのですが。

- 関谷会長:質問に対しての返答をお願いいたします。
- 堀内循環社会推進課長:だいぶ前にもお答えをしたことがございます。

例えばですけども、高性能省エネ住宅普及事業は、金額で 60 万となっていますが、これはもう少し大きい規模の、実は取り組みの中の1項目で、それでそれも、このごみの指定袋の売り上げを使ってやる事業とそうではない事業と区分けした状態で、この数字になっているところがございまして、それで事業全体はもう少しこう、その事業化が持つ一般財源の予算が入っていることも、事業も中にはございます。

それで今、いただいた貴重なご意見を担当課との議論の中に、役立てさせていただいて、担当課でも

っとやりたいことが実はあることがありましたら、この予算の範囲内はございますが検討していきたいと思います。

- 斎藤委員:1個だけいいですか。その環境教育ということで、清掃審議会ではないですけども、新潟市の環境フェアが毎年行われております。

それで20団体ほど出まして、今年は6月21日土曜日、いくとぴあ食花のところで開催されますので、そういったところも環境教育の一環で消費者協会としてもエシカル消費でエシカルすごろくをやったり、いろいろ、子供たちに呼びかけたりとか、消費者団体さんもかなり力を入れて、その清掃審議会ではないですけども、開催されますので是非お出かけください。

2時から3時半までやっております。よろしくお願いします。

- 関谷会長:ありがとうございます。
- 小泉環境部長:すみません。環境教育について先ほどご質問いただきましたけども、3月まで担当課長しておりましたので。若干補足させていただきます。

(2)の地球温暖化対策の大きな柱の環境教育、環境学習に対する支援等でございますが、こちらは、いわゆる環境副読本を小学生、それから中学生を対象に、全生徒にお配りしております。

ただ、いわゆる学校で、「GIGA スクール」で、今、タブレットが生徒、児童1人1つずつ配られている状況がございまして、紙のものをデジタル化したものに平成5年度から切り替えております。

そういったところで充てている費用でございまして。令和5年度からそういったデジタルのコンテンツで、教材で環境学習を学校で活用いただいています。また、これからの利用拡大は非常に重要だと考えておりますので、しっかり努めてまいりたいと考えております。

それから、未来に向けた投資で、環境学習の授業支援でございますけれども、これも私どもに学校の希望があればこれ、すべてお応えしたいと考えております。

具体的な内容としては、1つは環境学習をするにあたって外部から講師を呼ぶ。そのための経費でありますとか、それからフィールドワークに行く時の交通費。そういったものに充ててもらうようなものを想定しておりまして、ただこれ、なかなか今、手挙げしていただけている学校がまだそう多くないところもございまして、なかなかやはり今、学校、教員の多忙化がある中で、できればこう、私らとしては全学校でやっていただきたい。

そうなるべくとこの金額もふくらんでくるのだらうと思うのですけれども、アプローチでありますとか、学校が取り組みやすい支援とか、そういうものに引き続き継続して働きかけていきたいと考えておりますので、金額が増えればいいものではないのですけれども、そういった取り組みが学校さんでさらにこう、拡大するように努めてまいりたいと考えております。

- 関谷会長:回答をありがとうございました。また、皆さんにおきましては、闊達なご意見をいただき、本当にありがとうございます。議事の進行におきましても協力いただいたことに改めて感謝申し上げます。

以上をもちまして本日の議事を終了したいと思います。また司会に進行をお任せいたします。

4. 閉会

- 司会:委員の皆様、長時間にわたり大変お疲れ様でございました。それでは以上をもちまして本日の会議を閉会といたします。